I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務	
	この事務は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うことにより、住民の利便を増進するとともに行政の合理化に資することを目的としている(住基法第1条)。 市町村においては、常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努める	
	とともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めることとされている(住基法第3条)。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。	
	市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱 うこととする。	
	①個人を単位とする住民票を世帯毎に編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出の受理又は職権に基づく住民票の記載、消除若し くは思想する#5000000000000000000000000000000000000	
②事務の内容 ※	③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転出届に基づく転出証明書の交付又は転出証明書情報の送信 ⑤本人又は同一の世帯に属する者その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する本人確認情報の通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求又は職権に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号通知書及び個人番号カードの作成及び交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪庁内の他業務システムとの連携 ⑫情報提供ネットワークシステムからの情報照会に対する番号法第19条第8号に基づく主務省令第 2条の表に定める住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する世帯情報)の提供	
	なお、⑨の「個人番号通知書及び個人番号カードの作成」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条により、機構に対する事務の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	
	≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)≫ 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護 評価指針第6−2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合 を除き、評価を再実施することとされている。	
③対象人数	〈選択肢〉[30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	住民記録・印鑑オンラインシステム(以下「既存住基システム」という。)	
	住基法に基づき、住民基本台帳に関する事務を行うために下記の機能を有する。 1. 住民基本台帳の記載 住民の転入、出生等の届出及び職権に基づき、新たに住民票を作成 2. 住民基本台帳の記載事項変更 住民の転居、婚姻、離婚等の届出及び職権に基づき、住民票の記載事項を変更 3. 住民基本台帳の消除 住民の転出、死亡等の届出及び職権に基づき、住民票を消除	

4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民の住民票記載事項を照会 5. 住民票の写し等の発行 ②システムの機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行 6. 住民基本台帳ネットワークシステム中間サーバ(以下「住基ネット中間サーバ」という。)との情報 連携 住基ネットを通じて住民の情報を機構、都道府県、各市町村と連携するために、住基ネット中間 サーバと連携 7. システム基盤(個人基本)との情報連携 住民の情報を庁内の他部署、法務省出入国在留管理庁及び情報提供ネットワークシステムで利用 するため、システム基盤(個人基本)と連携 ※個人番号と紐づいている情報ではないが、住民の印鑑登録情報についても同一のシステムに格納 しており、札幌市印鑑条例(平成3年条例第24号)に基づき、印鑑の登録・廃印及び印鑑登録証明書 の発行に関する機能を搭載している。]情報提供ネットワークシステム Γ 〕庁内連携システム] 住民基本台帳ネットワークシステム Γ] 既存住民基本台帳システム Γ ③他のシステムとの接続 Γ] 宛名システム等] 税務システム [〇]その他 (住基ネット中間サーバ、システム基盤(個人基本)) システム2 住基ネット ※本市の住基ネットの構成としては、札幌市コミュニケーションサーバ(以下「札幌市CS」という。)を 設置し、北海道及び機構と「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付 ①システムの名称 先情報ファイル」のデータ連携を行っている。以降は、札幌市CS部分について記載する。 なお、札幌市CSを操作する端末を「統合端末」という。 1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、その情報 を元に札幌市CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新した情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入(個人番号カードの交付を受けている者に対し、転出証明書を発行せずに市外転出の処 理を行った場合の市外転入(住基法第24条の2)。以下同じ。)の処理や、住民票の写しの広域交付 (住民基本台帳に記載されている者が、その住民基本台帳を備える市町村長以外の市町村長に対し て行う住民票の写しの交付請求(住基法第12条の4)。以下同じ。)などを行う際、窓口での本人確認 のため提示された個人番号カード等を基に、住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確 認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じ て受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う (一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別及び生年月日をいう。以下同じ。)を組み合 わせて本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示す ②システムの機能 5. 機構への情報照会 住基ネットにおける全国サーバ(以下、単に「全国サーバ」という。)に対して住民票コード、個人番号 又は4情報の組合せによる本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受け取 6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバ(全国サーバの下の階層に位置 するサーバ。以下同じ。)において保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が 全国サーバで保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府 県サーバを介して全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下 「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記 載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理シス テムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又 は一時停止解除に関する情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等 [] 税務システム
	[〇]その他 (住基ネット中間サーバ)
システム3	
①システムの名称	住基ネット中間サーバ
②システムの機能	既存住基システムと住基ネットの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、住基ネットの稼働時間等の事情により既存住基システムの業務に与える制約を取り払う。 1. 既存住基システムとの情報連携 既存住基システムで発生した異動データを受領する。 2. 住基ネットとの情報連携 既存住基システムから受領した異動データを基に、住基ネットへ情報連携する。 3. 住民票広域交付用住基情報の保持 既存住基システム稼働時間外に住民票広域交付があった場合に、住基ネットと連携するために、住基情報を保持する。 4. セキュリティの管理 ID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 5. 情報連携記録の管理 札幌市CSと既存住記システムとの異動情報連携のログを生成・管理する。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[○]住民基本台帳ネットワークシステム[○]既存住民基本台帳システム[○]税務システム[○]その他 ()
システム4	
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理符号(※)と団体内統合宛名番号(※)とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの地方公共団体等の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。2 情報照会情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。3 情報提供 常規提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。3 情報提供 「情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。4 既存システムとの接続システムと整態(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。5 情報提供等について連携を行う。5 情報提供等について連携を行う。6 情報提供等の記録を管理情報照会者と情報提供者との間で行った特定個人情報の情報照会及び情報提供等の記録を管理する。6 情報提供データベース管理特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。

	7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム 〈参考〉コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や復号に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等 [] 税務システム
	[〇]その他 (システム基盤(市中間サーバ)
システム5	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・ブラットフォームとの情報連携中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (中間サーバ・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)
システム6	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)

②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (システム基盤(市中間サーバ、個人基本、社会保障宛名、税宛名)、庁内) 各業務システム
システム7	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領既存住基システムからのデータ受領既存住基システムのデータを領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理情報連携記録の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、社会保障宛名、税宛)名)、庁内各業務システム
システム8	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能

②システムの機能	国のシステムであり、以下の機能を有する。 ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
②性のシステノ しの技体	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム
	[]その他()
システム9	
①システムの名称	システム基盤(標準準拠システム連携基盤)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、デジタル庁発行の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」 (以降、共通機能標準仕様書という。)において定義された「2.2.庁内データ連携機能」を実現するため、システム基盤と接続し、基幹系システムと標準準拠システム間での標準仕様にもとづくデータ連携を仲介する。 また、データ連携をシステム連携基盤で集中管理することで、データ連携の可視化やセキュリティを確保するとともに、標準準拠システム間の関連を疎結合にし、システム変更時の影響範囲局所化を実現する。
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム
	[〇]その他 (ガバメントクラウド上の標準システム、システム基盤)
3. 特定個人情報ファイル	名
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイル	ンを取り扱う理由 (1997年)
	(1)住民基本台帳ファイル 住基法第7条に基づき、市町村の住民基本台帳に個人番号を記載することとなっている。 それに伴い、住民票の写しの交付(第12条)や個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例(第24条の2)による住民票の記載、住基ネットを通じた市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知(第30条の6)等を行う必要がある。

(2)本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 ④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。 ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 (3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は、個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードで付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードで付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。
住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化が期待される。
1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の10(通知都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
プシステムによる情報連携 ※
<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定

②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」 が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、7 5、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、1 30、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、16 0、163、164、165、166の項) (情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
7. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	札幌市 デジタル戦略推進局 スマートシティ推進部 住民情報課
②所属長の役職名	住民情報課長
8. 他の評価実施機関	
-	